

合理的配慮について

合理的配慮(学生が得られるべき機会への平等な参加を保障する配慮)について、西武文理大学は可能な限り対応することとしています。状況や要望をお聞きした上で、最善の方法を一緒に考えてまいります。参考のため合理的配慮に当たる例と当たらない例を掲げておきます。

●合理的配慮に当たると考えられる例

1. 移動に困難のある学生のために、教室に近い位置に駐車場を確保する。
2. 体調や通院等の理由により授業に出られなかった場合に、課題等を準備する。
3. 授業を欠席した場合、使用された配布資料などを提供する。
4. 入学試験や定期試験において、個々の学生の障害特性に応じ試験時間の延長、別室受験や支援機器の利用を認める。
5. 履修登録時に、個別の相談を行う。
6. 再履修科目の成績評価については、当該科目の過去の出席状況を考慮する。

●合理的配慮に当たらない可能性が高い例

1. 授業の進め方の変更を行うことで、他の受講生の学修機会が著しく損なわれる場合
(ディスカッションへの参加が困難な学生に配慮し計画していた授業中のディスカッションを無くし、講義だけとする、学外・学内の実習を中止、免除する等)。
2. 授業への出席が難しい学生のために、履修登録した全ての授業について補講を行うこと。
3. 障害学生のために授業の到達目標や成績評価の基準を別途設定すること。
4. 大学の財務計画を無視した要求に基づく全ての施設整備の実施。